

議案第13号

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和5年2月28日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険条例（平成17年条例第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正後の八幡浜市国民健康保険条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

